

熊本地震 合志市の被害状況

6月30日時点で把握できた、熊本地震による合志市内の被害状況（概算）をお知らせします。

被害総額 約202億9,045万円

●公共施設・設備		
学校教育施設	小・中学校 10校、学校給食センター	1億 388万円
生涯学習施設	ヴィーブル、各市民センター、野々島公民館、図書館など14施設	11億2,237万円
社会体育施設	栄・西合志・妙泉寺・泉ヶ丘体育館、武道館	1億 546万円
人権教育施設	合生文化会館、集会所など10施設	681万円
社会福祉施設	ふれあい館、学童クラブなど12施設	887万円
商工管理施設	ユーバレス弁天、旧学校給食センター	1,498万円
道路	市道13、市道沿い法面、調整池など多数	4,778万円
農業施設・設備	水路、農道、ライスセンターなど76カ所	1,547万円
上水道設備	栄配水池、御代志配水池、竹迫第三水源池、水道管40カ所	6,892万円
下水道施設・設備	黒石調整池、塩浸川浄化センター、管路	5,650万円
公園・市営住宅	南原住宅、わんぱく広場（竹迫）	657万円
庁舎	合志庁舎、西合志庁舎	1,256万円
合計		15億7,017万円

●市内の農業・商業・工業関連		
農業被害	91戸（作物被害や設備被害など）	5億5,294万円
農地・山林	農地13件、山林1件（亀裂や法面崩壊）	1,078万円
商工業被害(商工会)	事務所、店舗、社員寮、商品など	3億1,250万円
企業被害	直接被害	160億8,302万円
	間接被害	15億1,800万円
合計		184億7,724万円

●市内の福祉施設など		
保育施設	保育園など21園	3,254万円
幼稚園	2園	842万円
障がい者施設	就労支援事業所など12施設	494万円
老人福祉施設	特別養護老人ホームなど13施設	1億5,488万円
合計		2億 78万円

●各自治会施設など		
地区公民館	38地区（公民館備品含む）	3,251万円
消防格納庫	7地区	874万円
その他	天満宮など	101万円
合計		4,226万円



熊本地震 被災者支援

家屋の解体撤去・がれき類の運搬

●人的被害	
死者	0人
行方不明者	0人
重傷者	14人
軽傷者	56人

※このほかにも、平成28年4月末日時点で、子どもを中心に42人に精神的に不安定な状態が認められています。

●住家被害	
全壊	17棟
大規模半壊	51棟
半壊	395棟
一部損壊	5,256棟
合計	5,719棟

●災害ごみの処分	
廃棄量(見込み)	5,885トﾝ
処分費用(見込み)	1億9,108万円

※5月31日までに市内仮置き場に持ち込まれた災害ごみ。

●休館中の主な公共施設	
・	ヴィーブル(全館)
・	西合志郷土資料館
・	みずき台グラウンド
・	合志小跡グラウンド
・	西合志体育館
・	栄体育館
・	武道館

●7月12日(火)～利用再開	
・	御代志市民センター(講堂(体育館)以外)
・	黒石市民センター(体育館・軽運動室以外)
・	泉ヶ丘市民センター(多目的研修室以外)
・	須屋市民センター
・	野々島公民館

●7月21日(木)～利用再開	
・	三つの木の家

被災建物解体・撤去を支援します

被災家屋の解体・撤去と、がれき類の運搬を支援します。必要書類など、詳しくはお尋ねください。

対象
 ・被災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた家屋
申し込み要件
 ・家屋などの所有者が市による解体に同意していること
すでに解体処理を行なった場合
 ・市が事業の対象と認められた場合は、市が設定した基準額の範囲内で解体などの費用を払い戻します。

がれき類の運搬費を支援します
対象
 ①業者などに依頼してすでに終了したがれき類の運搬・処分
 ②今後行なう予定のがれき類の運搬・処分(自ら運搬し

非住家の場合
 非住家(小屋、納屋、塀、擁壁など)を解体する場合、またはすでに解体した非住家の解体費用の支援を希望する場合は上記に準じてお申し込みください。
申込期限 8月31日(水)
支援内容
 ①すでに終了した費用については、生活環境の保全上、市が特に必要と判断した物件について、一定の基準内で支援します。
 ②これから行なう予定の運搬・処分については、市が指定業者に発注して運搬・処分します。
申込期限 8月31日(水)
 ※申し込み後、現地調査や関係書類を確認し、基準に当てはまるか審査します。
 ※対象家屋を全て解体する場合が対象です。一部解体や修繕工事は対象になりません。
 ※申し込み内容や現地調査などの結果によっては支援の対象にならない場合があります。

た場合は対象になりません。震災で発生したがれき類が対象となります。
 ※修繕工事やリフォームによって発生したがれき類は対象になりません。
支援内容
 ①すでに終了した費用については、生活環境の保全上、市が特に必要と判断した物件について、一定の基準内で支援します。
 ②これから行なう予定の運搬・処分については、市が指定業者に発注して運搬・処分します。
申込期限 8月31日(水)
 ※申し込み後、現地調査や関係書類を確認し、基準に当てはまるか審査します。
 ※申し込み内容や現地調査などの結果によっては支援の対象にならない場合があります。

申し込み・問い合わせ先
 環境衛生課(合志庁舎)
 ☎(248)1202

災害救助法に基づく 住宅の応急修理

●受付期間を延長
 ●半壊世帯の所得要件を緩和

住宅の応急修理費を支援します
対象
 日常生活に不可欠な最小限度の部分を、一定の範囲内で応急的に修理します。必要書類など、詳しくはお尋ねください。
対象
 次の全てを満たす世帯
 ・住家が、被災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯
 ・応急修理を行なうことで、避難所などへの避難を要しなくなるが見込まれること
 ・応急仮設住宅を利用しないこと

内容
 屋根などの基本部分、ドアなどの開口部、上下水道などの配管・配線、トイレなどの衛生設備の日常生活に欠くことのできない部分で、緊急に応急修理を行なうことが適当な箇所
基準額
 1世帯当たりの限度額 57万6千円
対象要件が緩和されました
 半壊世帯の所得要件が廃止され、世帯の収入状況や修理する資力が不足する理由を記入した申出書により審査されることになりました。

所得証明書などで資力を把握し、客観的に資力がないことを確認します。また、ある程度資力がある場合でも、ローンなどの個別事情を勘案して判断します。
期限が延長されました
工事完了期限 12月13日(火)
申し込み・問い合わせ先
 都市計画課(西合志庁舎)
 ☎(242)1104